

地方議会議員選挙における法定ビラの頒布についての意見書

人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一丸となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう取り組む地方創生の重要性がさらに叫ばれる中で、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きく問われている。地方創生の鍵となるのが、国からの押しつけではない、各自治体の地域活性化につながる自立したさまざまな政策であるならば、その政策を首長とともに推進していく地方議会の選挙のあり方を政策本位にしていくことが地方創生には欠かせない。地方議会選挙において選挙期間中に有権者に何も配れない、政策を伝えられない現状はこの趣旨から大いに逸脱している。特に、18歳まで選挙権が拡大された今、未来を担う有権者に政策を届けられないことは必ず改善されなければならない。

よって、国及び政府に対し、自主自立の地方創生を地方議会から完遂していくため、下記の事項について強く要望する。

記

公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めるよう、公職選挙法の改正をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

宛て各通

伊勢崎市議会議長
矢島征司